

もりおか魅力発信大使及びもりおかプロモーション大使設置要綱

(令和5年7月14日市長決裁)

(設置)

第1 本市の歴史、文化、豊かな自然環境、特性を活かした地域ブランド及び観光情報を広く国内外に紹介し、シティプロモーションの推進を図るため、もりおか魅力発信大使及びもりおかプロモーション大使(以下「大使」という。)を設置する。

(委嘱)

第2 大使は、本市に深い理解と愛着を持ち、かつ、盛岡の魅力発信に積極的な者及び市長が必要と認めた者のうちから選任し、本人の同意を得て市長が委嘱する。

(任期)

第3 大使の任期は、委嘱された日から翌3月31日までとする。ただし、任期終了の30日前までに本市、大使のいずれかから相手方に対し書面による別段の意思表示がないときは、同一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(活動等)

第4 大使の任務は、広く国内外に本市の魅力を紹介し、本市の知名度向上及びシティプロモーションの推進に繋がる活動を行うこととする。

(報酬等)

第5 大使は、無報酬とする。ただし、イベント等への出演にかかる経費は、大使と主催者において協議するものとする。

(解職)

第6 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 大使として本市のイメージを損なう行為があったとき。
- (3) 大使から辞退の申出があったとき。
- (4) その他特別な事由があるとき。

(庶務)

第7 大使に関する庶務は、市長公室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、双方協議の上、市長が決定する。

(実施期日等)

第9 この要綱は、令和5年7月14日から実施する。

附則

この要綱は、令和7年1月25日から施行する。